

「障害児福祉手当」「特別障害者手当」支給のご案内

目的 日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障害児・重度障害者の負担の軽減を図る

| 手 当 名 | 支 給 額 (月額) | 対 象 |
|---------|------------|--|
| 障害児福祉手当 | 14,380円 | 常時介護を必要とする在宅の重度障害児 20歳未満であって、身体障害者手帳1級及び2級の一部、療育手帳A1の 一部、又はこれらと同程度以上の障害のある方 |
| 特別障害者手当 | 26,440円 | 常時特別の介護を必要とする在宅の重度障害者 20歳以上であって、身体障害者手帳1級及び2級の一部の障害を重複して 有するか、これと同程度以上の障害がある方（内部障害重複は除く） |



●支給手続き

住民福祉課社会福祉係の窓口で請求の手続き後、諏訪保健福祉事務所長の認定を受けることにより、認定請求をした月の翌月分から支給されます。

●手当を受給できない場合

- ・障害児が障害年金を受けることができるとき、又は施設に入所しているとき
- ・障害者が施設に入所しているとき、又は病院・診療所に継続して3ヶ月以上入院しているとき

●手当の支給が停止される場合

- ・受給資格者やその配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定以上ある場合

問 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144 又は 諏訪保健福祉事務所 ☎57-2911

「富士見町重度心身障害者福祉年金」支給のご案内

目的 精神又は身体に重度の障害をお持ちの方の福祉増進と生活の安定を図る

| 手 当 名 | 支 給 額 (年額) | 対 象 |
|-----------------|------------|--|
| 富士見町重度心身障害者福祉年金 | 30,000円 | <ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳1級に該当する方・障害基礎年金1級9・10・11号に該当する方・特別児童扶養手当を受給している方 <p>※富士見町に住所があり、第1種社会福祉施設（特別養護老人ホーム等）に入所していない方</p> |

問 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144

障害をお持ちの方の自立を支援するための免除・割引措置等

NHK放送受信料の免除

◆全額免除

身体・知的・精神障害者の方を世帯員に有する住民税非課税世帯

◆半額免除

視覚・聴覚障害者、身体障害者手帳1・2級所持者、戦傷病者手帳（特別項症から第1款症）所持者、療育手帳A1所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者の方が世帯主の場合

◆必要書類

手帳、印鑑

有料道路障害者割引制度

有料道路利用料金が本人運転時（全ての障害者）または同乗時（重度の障害者のみ）割引かれます。

◆対象車 障害者本人または家族の所有する自家用乗用自動車

◆割引額 50%以内（端数切り上げ）

◆必要書類 身体障害者手帳または療育手帳、車検証、運転免許証、割賦契約書（割賦購入の場合）

※ETCをご利用の場合は、ETCカード（障害者本人名義）、ETC車載器の管理番号が確認できるもの。

問 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144

平成23年度 健診等の申し込みについて

=「健診等」には、健康診査と各種検診を含みます=

平成23年度に町が行う健診等の実施希望者を把握するために、「健診等申込書」を配布します。
「特定健診」は、ご自分の健康を守るために必ず受診をしましょう。また、その他の検診も積極的に受診し、ご自分の身体の状態を把握しましょう。

健診等申込書が届いたら

必要事項を記入して、郵送していただくか、直接保健センター窓口に提出ください。詳しくは申込書に同封された説明書をご覧ください。

※この申込書は、町が行う健診への申し込みと同時に、健診対象者の受診動向の把握に利用します。
町で行う健診等を受診されない方も、必ず提出してください。

◆町で行う健診等 それぞれの区分で年齢や区域の指定がありますのでご注意ください。

| 種類 | 時期 | 対象者 |
|-----------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 特定健診 | 集団健診6月 (*1) 個別健診7月～ (*2) | 富士見町国民健康保険に加入されている40歳～74歳の方 |
| 長寿医療健診 | | 後期高齢者医療制度に加入されている方 |
| 結核検診(胸部レントゲン撮影) | 5月 | 65歳以上の方 |
| 子宮検診 | 7月～8月 | 20歳以上の女性で、落合地区・境地区の方 |
| 乳房検診(マンモグラフィ検診) | 9月 | 40歳～74歳の女性で、落合地区・境地区の方 |
| 胃検診 | 10月 | 35歳以上の方 |
| 大腸検診(便潜血反応検査) | 6月・10月 | 40歳以上の方 |
| 肺がんCT検診 | 7月 | 45歳以上の落合地区・境地区の方 |

(*1)集団：保健センターを会場として集団健診を行います。

(*2)個別：期間中に町内の医療機関で個別に健診を行います。

問 住民福祉課 保健予防係 ☎62-9134



日本脳炎予防接種の実施再開について

平成17年5月、厚生労働省から予防接種を控えるよう勧告が出され、町として日本脳炎予防接種の集団接種は実施していませんでした。

一昨年新しいワクチンが承認され、使用が開始されたのを受け、平成22年度は国の指導に基づき、昨年度3歳になった方の接種を開始しました。

平成23年度からは、今まで接種機会の提供を受けられなかった方への接種を段階的に行います。

◆平成23年度の接種予定

| 区分 | 接種方法 |
|----------------------------|-------------|
| 前年度3歳になった方 | 保健センターで集団接種 |
| 平成22年度に1期初回接種を行った方 | |
| 小学校4年生 | 学校での集団接種 |
| 2期(9歳～13歳未満)の年齢に該当する1期末完了者 | 個別接種 |

※対象者には、平成23年4月以降に通知します。その他の方には、接種時期になりましたら通知します。

問 住民福祉課 保健予防係 ☎62-9134

国民健康保険に加入しているみなさんへ

特定健診・保健指導を受けましょう

=この特定健診等は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、受診が義務化されています=

どこが実施するの？

加入している医療保険者が実施します

医療保険者とは？

◆国民健康保険

◆全国健康保険協会 ◆健康保険組合 ◆共済組合 など

加入している保険は、医療保険証をご確認ください。

対象者は？

40歳から74歳の国民健康保険加入の方

2月に健診申込みをとりまとめます。

◆集団健診の予定 6月14～17・20・21日と10月20日

◆医療機関健診の予定 7月以降

内容は？

メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導

健診結果に応じた保健指導を受けていただきます。

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を予防するため、食事・運動・喫煙などの生活習慣改善に重点が置かれます。

内臓脂肪型 肥 満

〈腹囲〉
男性 85cm以上
女性 90cm以上

腹囲は立位で
「へそ」の高さで
計測します。

高 血 壓

収縮期血圧（最高血圧）が130mmHg以上か拡張期血圧（最低血圧）が85mmHg以上のいずれか、もしくは両方

高 血 糖

空腹時血糖値が110mg/dl以上（又はHbA1cが5.5%以上）（特定健診保健指導における保健指導判定値は100mg/dl以上）

中性脂肪

中性脂肪が150mg/dl以上か、HDLコレステロールが40mg/dl未満のいずれか、もしくは両方

腹囲に加え、上記2項目以上が該当すると……
(1項目の場合は「予備群」)

メタボリックシンドローム

(※メタボリックシンドローム診断基準検討委員会より)

進行すると

心臓病・脳卒中・
糖尿病の合併症等を発症、
最悪の場合、死亡。

医療費の増大

➡ 生活習慣病は突然発病するのではなく、
その前からの健診結果より予兆を知ることができます。

健診を受けて自分の健康状態をもっと知りましょう。

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111